



令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) のご案内



1. 支給対象者

(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

申請必要な方 電子申請または郵送で申請書をご提出ください!

- **令和5年3月31日時点で18歳未満**の児童（特別児童扶養手当を受給している場合、20歳未満）を養育する父母等
令和6年2月29日までに生まれた新生児も対象になります。
(追加児童分については、**改めて申請が必要**です。)

かつ、下記いずれかに該当する方

- ① **令和5年度分の住民税が非課税**の方
または
- ② **令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当**
の収入となった方（申立書等の添付が必要）

申請期限：令和6年2月29日【消印有効】

(新生児分の申請期限：令和6年3月15日【必着】)

申請不要な方

令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)
を受給した方、受給拒否した方（申請の有無を問いません。）

⇒個別通知を送付しております。届いていない場合は、お問い合わせください。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

◆松戸市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

0120-018-011 (受付時間:平日9:00~17:30)

<提出先> 271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市 子ども部 子育て支援課 児童給付担当室



松戸市ホームページ